令和８年１０月２８日

お客様各位

株式会社ＴＫＣ

ＰＸ４クラウド[2026年11月版]の改訂内容

Ⅰ　法令改正等の内容

分類	法令改正等
令和8年分年末調整	基礎控除額の改正
	給与所得控除額の改正
	各控除の所得要件の改正
	生命保険料控除の特例の新設
	ＫＳＫ２への移行に伴う法定調書の様式改正（ＡＩ－ＯＣＲ様式）
	給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）の提出範囲の改正
	令和8年分一人別源泉徴収簿の様式改定
令和9年分以後の給与・賞与	源泉徴収税額表、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改定

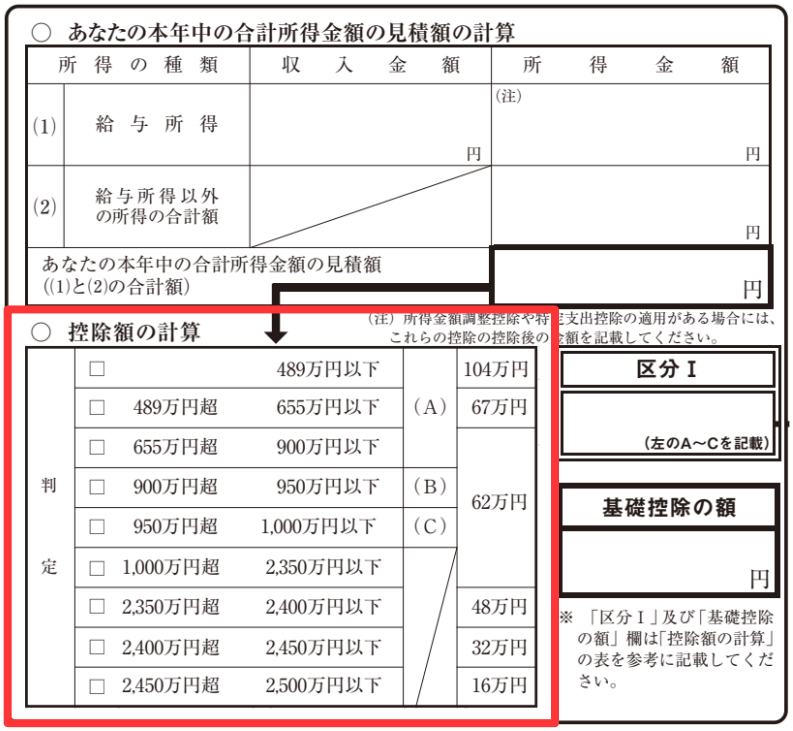
１．基礎控除額の改正（所法86、措法41の16の2）

(1)　基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である場合の控除額が4万円引き上げられました。また、特例で、合計所得が489万円以下である場合、基礎控除の加算額が改正されました（特例は、令和8年分と令和9年分のみ適用）。

合計所得金額	基礎控除額		基礎控除額の引き上げ額（本則＋特例）
	令和7年	令和8年	
132万円以下	95万円	**104万円**	**9万円（4万円＋ 5万円）**
132万円超　336万円以下	88万円	**104万円**	**16万円（4万円＋12万円）**
336万円超　489万円以下	68万円	**104万円**	**36万円（4万円＋32万円）**
489万円超　655万円以下	63万円	**67万円**	**4万円（4万円＋　0円）**
655万円超　2,350万円以下	58万円	**62万円**	**4万円（4万円＋　0円）**
2,350万円超　2,400万円以下	48万円	48万円	－
2,400万円超　2,450万円以下	32万円	32万円	－
2,450万円超　2,500万円以下	16万円	16万円	－
2,500万円超	控除なし	控除なし	－

(2) 当改正に伴い、基礎控除申告書の様式が改定されました。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得	円	(注) 円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		円

あなたの本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額) 円

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

○ 控除額の計算

判定				
□		489万円以下		104万円
□	489万円超	655万円以下	(A)	67万円
□	655万円超	900万円以下		62万円
□	900万円超	950万円以下	(B)	
□	950万円超	1,000万円以下	(C)	
□	1,000万円超	2,350万円以下		
□	2,350万円超	2,400万円以下		48万円
□	2,400万円超	2,450万円以下		32万円
□	2,450万円超	2,500万円以下		16万円

区分Ⅰ (左のA～Cを記載)

基礎控除の額 円

※ 「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

2．給与所得控除額（給与所得控除の最低保障額）の改正（所法28、措法29の4）

(1) 給与等の収入額が220万円以下の場合の給与所得控除額が、下表のとおり、引き上げられました。
（うち、5万円は特例で、令和8年分と令和9年分のみ適用）

給与等の収入金額	給与所得控除額		給与所得控除額の引き上げ額（本則＋特例）
	令和7年	令和8年	
190万円以下	65万円	**74万円**	**9万円（4万円＋5万円）**
190万円超　220万円以下	収入金額×30%＋8万円		
220万円超　360万円以下	収入金額×30%＋8万円		―
360万円超　660万円以下	収入金額×20%＋44万円		―
660万円超　850万円以下	収入金額×10%＋110万円		―
850万円超	195万円（上限）		―

(2) 当改正に伴い、年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表が改定されました。

3．各控除の所得要件の改正（所法2三十二、三十三、三十四）

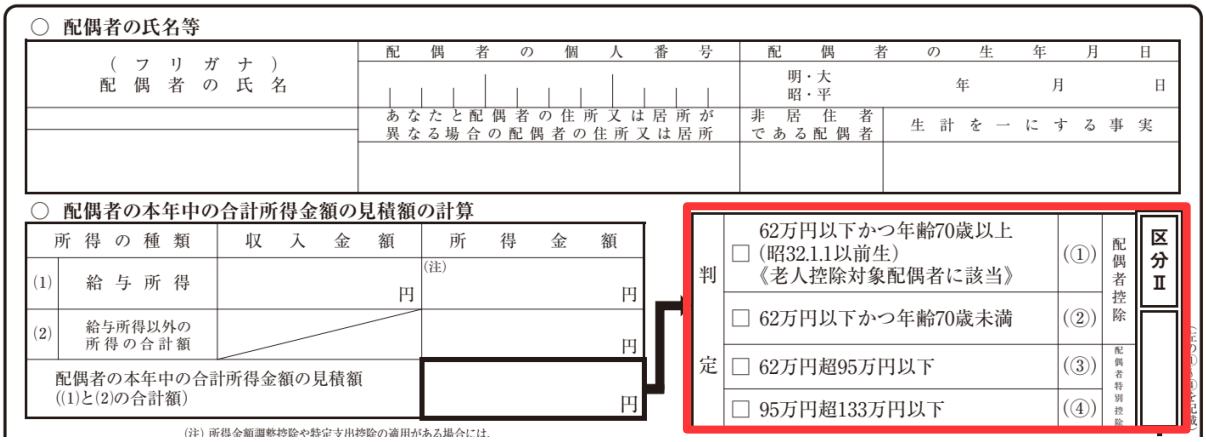
(1) 下表のとおり、各控除の所得要件が引き上げられました。

控除の種類	改正対象の所得	所得要件		(参考)給与収入	
		改正前	改正後	改正前	改正後
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額	58万円	**62万円**	123万円	**136万円**
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	58万円	**62万円**	123万円	**136万円**
ひとり親控除	生計一の子の総所得金額	58万円	**62万円**	123万円	**136万円**
勤労学生控除	学生（本人）の合計所得金額	85万円	**89万円**	150万円	**163万円**

※上記２の給与所得控除額の引き上げ（9万円）と所得要件の引き上げ（4万円）で、給与収入としては13万円の引き上げとなります。

(2) 当改正に伴い、配偶者控除等申告書の様式が改定されました。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆



○ 配偶者の氏名等

（フリガナ） 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
		明・大 昭・平　年　月　日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者 / 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類		収入金額	所得金額
(1)	給与所得	円	(注) 円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）			円

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、

判定			配偶者控除	区分Ⅱ
	☐ 62万円以下かつ年齢70歳以上（昭32.1.1以前生）《老人控除対象配偶者に該当》	(①)		
	☐ 62万円以下かつ年齢70歳未満	(②)		
	☐ 62万円超95万円以下	(③)	配偶者特別控除	
	☐ 95万円超133万円以下	(④)		

【ご注意】

令和8年の年始に従業員から提出された扶養控除等申告書には、引き上げ前の所得要件を満たす家族のみが記載されています。令和8年度税制改正の所得要件の引き上げに伴い、従業員は年末調整時に所得58万円超62万円以下の家族を追加で申告できます。

しかし、令和8年分扶養控除等申告書の様式は改定されていません(令和7年度税制のままの表記)。

つきましては、各控除の所得要件が引き上がったことを従業員に周知し、その申告が漏れないようにしてください。

【ご注意】

令和8年度税制改正による基礎控除、給与所得控除、各控除の所得要件の改正については、令和8年分の最後の給与の支払いが12月1日以後の場合に年末調整において適用できることとされました。**このため、令和8年分の最後の支給が令和8年11月30日以前の人については、年末調整する場合でも改正後の控除等は適用されません。該当する人が改正後の控除等を受ける場合は、確定申告する必要があります。**

４．生命保険料控除の特例の新設（措法41の15の5）

(1) 居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合（以下、子育て世帯）の生命保険料控除の特例が新設され、新たに新生命保険料に係る所得控除額が次のとおりとされました。

＜子育て世帯＞

年間の支払保険料等の合計	新生命保険料に係る所得控除額
30,000円以下	支払保険料等の全額
30,000円超　60,000円以下	支払保険料等×1/2＋**15,000円**
60,000円超120,000円以下	支払保険料等×1/4＋**30,000円**
120,000円超	一律**60,000円**

＜子育て世帯以外＞

年間の支払保険料等の合計	新生命保険料に係る所得控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超　40,000円以下	支払保険料等×1/2＋10,000円
40,000円超　80,000円以下	支払保険料等×1/4＋20,000円
80,000円超	一律40,000円

(2)　新生命保険料と旧生命保険料の両方がある場合の控除額が次のとおりとされ、子育て世帯の場合の上限が６万円とされました。

＜子育て世帯＞

次のいずれか大きい方の金額

①旧生命保険料控除額（上限５万円）

②新生命保険料控除額と旧生命保険料控除額の合計額（**上限６万円**）

※生命保険料控除額（合計）の上限は１２万円のままです。

＜子育て世帯以外＞

次のいずれか大きい方の金額

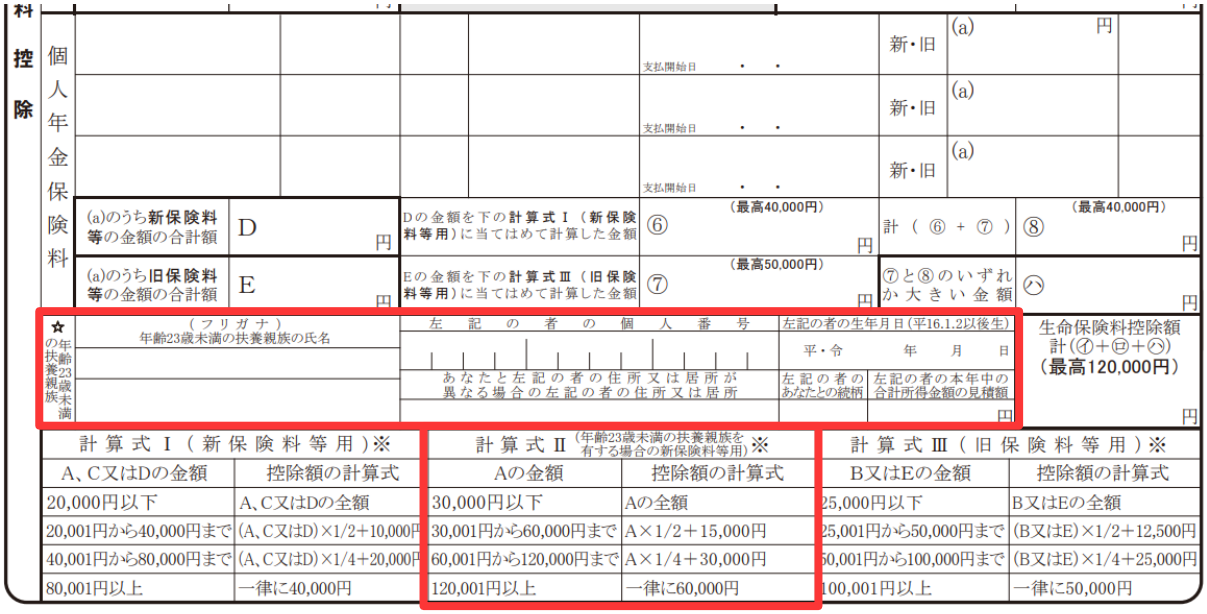
①旧生命保険料控除額（上限５万円）

②新生命保険料控除額と旧生命保険料控除額の合計額（上限４万円）

(3)　当改正に伴い、保険料控除申告書の様式が改定されました。

①年齢23歳未満の扶養親族を記載することとされました。

②年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の控除額の「計算式Ⅱ」欄が追加されました。



(4)　当特例は、共働き夫婦の場合、夫婦それぞれが適用できます。

23歳未満の扶養親族を有する場合、勤め先に扶養親族として申告していない（配偶者が配偶者の勤め先に扶養親族として申告している）場合でも、特例の適用を受けられますので、保険料控除申告書に23歳未満の扶養親族を記載するように、従業員に周知してください。

５．ＫＳＫ２への移行に伴う法定調書の様式改正（ＡＩ－ＯＣＲ様式）

(1) 国税庁の基幹システムの刷新に伴い、税務署に提出する法定調書がＡＩ－ＯＣＲ様式に移行されます。
令和9年1月以後に提出する法定調書から、用紙サイズ、記載欄、印字内容が変更されます。

(2) ＰＸ４クラウドでは、次の帳表が該当します。

行	帳表	用紙サイズの変更
1	給与所得の源泉徴収票	Ａ５からＡ４に改正
2	退職所得の源泉徴収票	Ａ６からＡ４に改正

６．給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）の提出範囲の改正

(1) 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票について、市区町村に給与支払報告書を提出することで、税務署へ源泉徴収票を提出したものとみなされることとなりました。これにより、税務署への給与所得の源泉徴収票の提出が不要になります。

※1　受給者への交付義務は残ります。

※2　１月１日時点で非居住者の場合等、給与支払報告書を提出しない社員については、税務署への給与所得の源泉徴収票の提出が必要です。

(2) また、給与所得の源泉徴収票の提出範囲が給与支払報告書と同じ範囲に揃えられます。給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書とも、提出範囲は、次のとおりとなります。

①在職者（居住者）については、原則として全員提出

②中途退職者の場合、支給総額が30万円以下のものについては提出省略可

７．令和 8 年分一人別源泉徴収簿の様式改定

(1) 「扶養控除等の申告・各種控除額」欄に「特定親族」欄が追加され、特定親族の人数を記載することとされました。

(2) 「年末調整」欄に「特定親族特別控除額」欄が追加されました。（令和 7 年分では、欄外に記載）

８．源泉徴収税額表、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改定

令和9年1月1日以後の給与・賞与で使用する源泉徴収税額表、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表が改定されました。

Ⅱ　ＰＸ４クラウド[2026年11月版]の改訂内容

１．改訂項目の一覧

分類	項番	改訂項目
法令改正への対応	２(1)	「パート・アルバイト年収確認表」の改訂
	２(2)	「従業員向け注意事項チェックシート」の改訂
	２(3)	各申告書の様式改定への対応
	２(4)	年調社員情報の入力画面等の改訂
	２(5)	年調計算結果確認・前年比較画面の改訂
	２(6)	年末調整計算の改訂
	２(7)	ＫＳＫ２への移行に伴う法定調書の様式改正（ＡＩ－ＯＣＲ様式）・給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）の提出範囲の改正への対応
	２(8)	令和8年分一人別源泉徴収簿の記載内容の改定への対応
	２(9)	令和9年以後の源泉徴収税額表等への対応
その他の改訂	３(1)	法人事業概況説明書への転記資料の注記の改訂（年末調整精算後の源泉徴収税額がマイナスの場合）

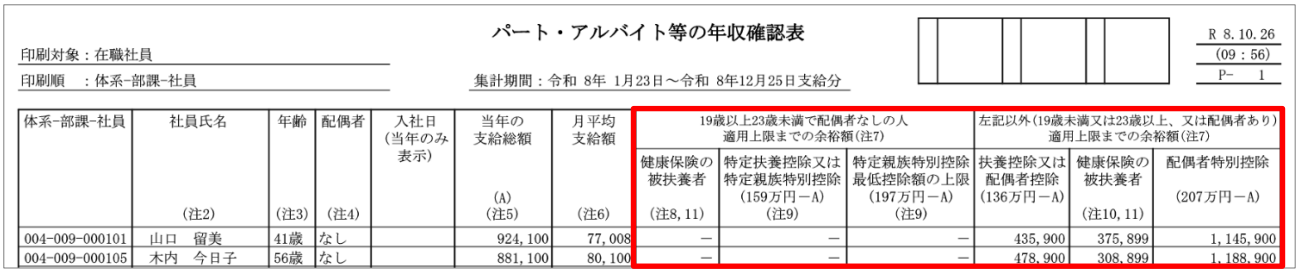
※当版数では、令和８年１０月に開始された健康保険・厚生年金保険の保険料調整制度には未対応です。
　ＰＸ４クラウドの対応時期等につきましては、改めてご案内します。

２．法令改正への対応

(1)　「パート・アルバイト年収確認表」の改訂（年末調整タブ「ﾊﾟｰﾄ･ｱﾙﾊﾞｲﾄ年収確認表」メニュー）

　今回の改正で、各控除を受けられる収入の上限が変わります。改正後の内容で各控除を受けられる収入上限までの余裕額を確認できるように、計算式を改訂します。

＜帳表イメージ＞



パート・アルバイト等の年収確認表

印刷対象：在職社員
印刷順　：体系-部課-社員
集計期間：令和 8年 1月23日～令和 8年12月25日支給分

R 8. 10. 26
(09：56)
P-　1

体系-部課-社員	社員氏名 (注2)	年齢 (注3)	配偶者 (注4)	入社日 (当年のみ表示)	当年の支給総額 (A) (注5)	月平均支給額 (注6)	19歳以上23歳未満で配偶者なしの人 適用上限までの余裕額(注7) 健康保険の被扶養者 (注8, 11)	特定扶養控除又は特定親族特別控除 (159万円－A) (注9)	特定親族特別控除最低控除額の上限 (197万円－A) (注9)	左記以外(19歳未満又は23歳以上、又は配偶者あり) 適用上限までの余裕額(注7) 扶養控除又は配偶者控除 (136万円－A)	健康保険の被扶養者 (注10, 11)	配偶者特別控除 (207万円－A)
004-009-000101	山口　留美	41歳	なし		924,100	77,008	－	－	－	435,900	375,899	1,145,900
004-009-000105	木内　今日子	56歳	なし		881,100	80,100	－	－	－	478,900	308,899	1,188,900

(2)　「従業員向け注意事項チェックシート」の改訂（年末調整タブ「(扶)(基配特所)(保)申告書」メニュー）

　今回の改正で、所得の計算方法および申告できる配偶者・扶養親族の範囲が変わります。

　社員が正しく配偶者・扶養親族、所得を申告できるように、改正内容を踏まえて、当帳表を改訂します。扶養控除等申告書等と一緒に、社員に配付してください。

　なお、ＰＸまいポータル（扶養控除等申告書等のＷｅｂ入力）をご利用の場合、画面に改正後の配偶者・扶養親族の範囲が表示されます。また、入力した収入から改正後の内容で控除の適用有無を自動判定します。そのため、当帳表を配付する必要はありません。

＜帳表イメージ＞

部課－社員番号：000－000001　　R 8. 10. 5
氏名：堤　啓士　　(13:01)

年末調整のための扶養控除等申告書等についてのご注意
（令和8年末時点で18歳以下又は23歳以上の人、又は配偶者がいる人）

記載漏れがあると控除を受けられず、誤りがあると控除額が減ることもあります。下記を参考に正しく記載してください。今年は、所得の計算方法が変わったので注意が必要です。

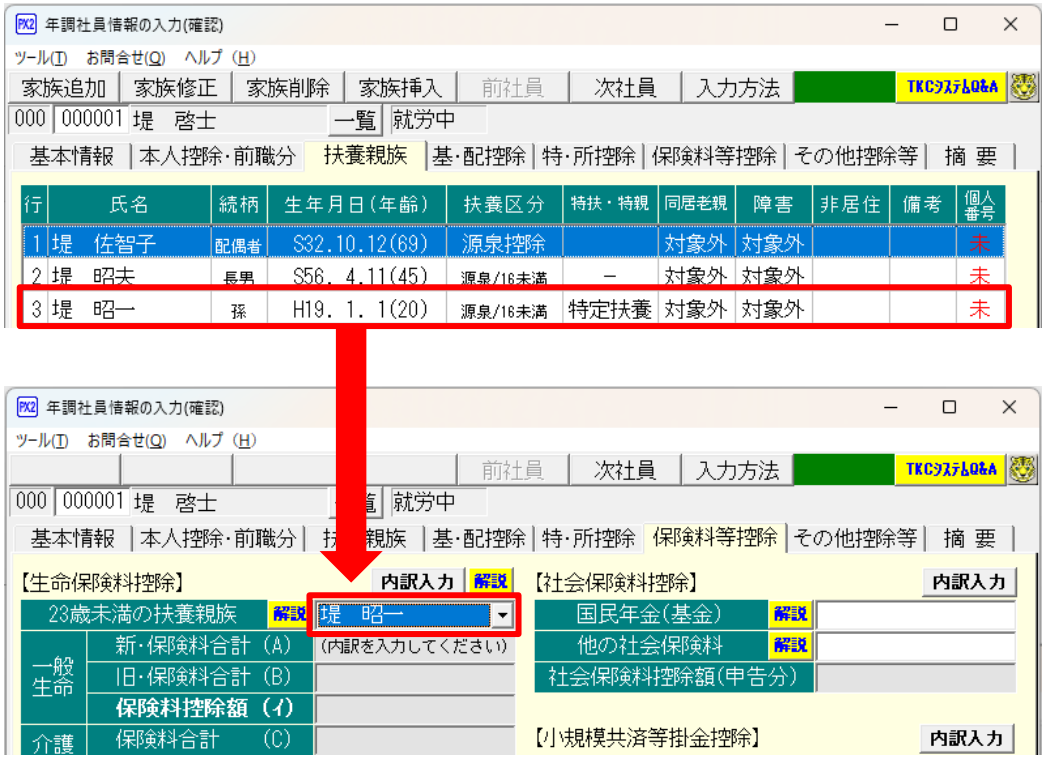
	チェック項目
1	□年収（給与収入のみの場合）が220万円以下の人の所得の計算方法が変わったことを確認した。 **注意：扶養控除等申告書、特定親族特別控除申告書には、年収ではなく、所得を記載します。** **所得の計算方法が変わっています。（下記＜参考＞をご利用ください。）**
2	□家族を扶養している。 □これまで年収（給与収入のみの場合）が160万円を超えるため、 扶養控除等申告書に記載していなかった配偶者がいる。 **注意：年収が169万円以下であれば、今年から扶養控除等申告書に記載してください。** □これまで年収（給与収入のみの場合）が123万円を超えるため、 扶養控除等申告書に記載していなかった家族がいる。 **注意：年収が136万円以下であれば、今年から扶養控除等申告書に記載してください。** □令和8年末時点で19歳～22歳となる家族を扶養している。 **注意：扶養控除等申告書の「特定扶養親族」又は「特定親族」にチェックを付けてください。** ・年収（給与収入のみの場合）の見積額が**136万円以下**：**「特定扶養親族」**にチェック ・年収（給与収入のみの場合）の見積額が**136万円超174万円以下**：**「特定親族」**にチェック

～～～

(4) 年調社員情報の入力画面の改訂

①保険料控除の入力画面

1)「23歳未満の扶養親族」欄を追加します。当欄の内容は、登録済みの家族の年齢と扶養区分から自動判定します。



2) なお、扶養区分が「他の所得者の扶養」の場合でも、生命保険料控除の特例を受けられます。登録済みの家族の扶養区分から判定しますので、23歳未満の「他の所得者の扶養」に該当する家族も漏れなく登録してください。

(注) 保険料控除申告書に記載された23歳未満の扶養親族の登録は、年調社員情報の扶養親族タブで行います。登録にあたり、必ず扶養控除の適用可否を確認してください。**扶養控除を受けない場合は、「扶養区分」欄で「他の所得者の扶養」を選択してください。**



②所得・控除額の計算・表示

改正後の内容で計算して表示するようにします。

【ご注意】
令和8年度税制改正による基礎控除、給与所得控除、各控除の所得要件については、令和8年分の最後の給与の支払いが12月1日以後の場合に年末調整において適用できることとされました。
このため、令和8年分の最後の支給が令和8年11月30日以前の人については、年末調整する場合でも改正後の控除等は適用されません。
しかしながら、年調社員情報（基･配控除タブ）の入力時点では、令和8年分の最後の給与の支払い日付が決まっていないケースがあるため、給与所得の収入金額を入力して所得金額を自動計算している箇所では、改正後の給与所得控除に基づいて計算します。令和8年分の最後の支給が令和8年11月30日以前になる人については、改正前の内容で所得金額を直接入力してください。

③年調社員情報における扶養区分の選択肢の改訂

令和8年分扶養控除等申告書に「源泉控除対象親族」を記載することとなったため、扶養区分の選択肢を、次のとおり改訂します（社員情報では、昨年対応済みの内容です）。

1)「源泉控除対象親族/16歳未満の扶養親族」
2)「他の所得者の扶養」
3)「従たる給与の扶養」
4)「対象外」

④年調社員情報における「特定扶養親族・特定親族」欄の追加

社員情報と同様に、19歳以上23歳未満で扶養区分が「源泉控除対象親族/16歳未満の扶養親族」の場合は、扶養控除等申告書に基づいて、特定扶養親族・特定親族を選択できるようにします。なお、年末調整での扶養控除の対象とする場合は、「特定扶養親族」を選択します。



⑤入力内容のエキスパートチェック

改正後の内容に基づいて、チェックするようにします。

(5) 年調計算結果確認・前年比較画面の改訂

前年比較画面でドリルダウンして表示される詳細画面で、生命保険料控除における「23歳未満の扶養親族」の有無を確認できるようにします。

(6) 年末調整計算の改訂

①次のとおり、エキスパートチェックと年末調整計算を行います。

1)令和8年12月1日以降に給与・賞与（課税支給額）がある社員

改正後の内容で、エキスパートチェックと計算を行います。改訂する主な計算項目は次のとおりです。

a. 給与所得控除後の給与等の金額

b. 基礎控除額

c. 配偶者(特別)控除額

d. 生命保険料控除額

2)令和8年12月1日以降に給与・賞与（課税支給額）がない社員

改正前の内容で、エキスパートチェックと計算を行います。

また、この場合、エキスパートチェックで該当する社員であることをお知らせします。当エキスパートチェックから「よくある質問（Q＆A集）」を参照できるようにします。対処方法については、「よくある質問（Q＆A集）」をご確認ください。

※1　該当する社員は、年末調整計算画面の「令和８年１２月以後支給なし社員の切出」ボタンでＣＳＶファイルに切り出して確認もできます。

※2　該当する社員については、確定申告することで改正後の控除を受けられます。
社員への説明資料のひな型を「よくある質問（Q＆A集）」からダウンロードできます。

(7) ＫＳＫ２への移行に伴う法定調書の様式改正（ＡＩ－ＯＣＲ様式）・給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）の提出範囲の改正への対応

①「給与所得の源泉徴収票」の税務署提出用について、改正後の様式（ＡＩ－ＯＣＲ様式）で出力できるようにします。※改正前の旧様式は出力できません。

なお、改正後の様式は、サイズが市区町村提出用・受給者交付用とは異なるため、税務署提出用・市区町村提出用・受給者交付用をまとめて出力する方法は廃止します。

②「給与所得の源泉徴収票」の税務署提出用の出力対象社員について、改正後の提出範囲（従来の給与支払報告書と同様の提出範囲）で判定するようにします。

(8) 令和8年分一人別源泉徴収簿の記載内容の改定への対応

改定後の様式で出力するようにします。

(9) 令和9年以後の源泉徴収税額表等への対応

支給日が令和9年1月1日以後の場合、令和9年以後の源泉徴収税額表、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表に基づいて源泉徴収税額を計算するようにします。

３．その他の改訂

(1) 法人事業概況説明書への転記資料の注記の改訂（年末調整精算後の源泉徴収税額がマイナスの場合）

（申告資料タブ「概況書(源泉税)転記資料」メニュー）

①年末調整による超過税額が「源泉徴収税額」より多い場合、法人事業概況説明書の「源泉徴収税額」欄に記載する精算後の金額について、「0円」とするかマイナス金額とするか、地域（国税局）によって扱いが異なります。

②転記資料には、マイナスの場合は「0円」で転記する旨、注意書きしています。

一方、地域（国税局）によって扱いが異なる点について、国税庁に質問した結果、マイナス金額とする旨回答がありました。

③ついては、国税庁の回答を踏まえ、マイナスの場合はマイナスの金額を転記する旨、注意書きの内容を改訂します。

Ⅲ　提供予定

令和８年１１月１０日(火)午前６時からサービス開始

以上